

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者にかかる国民健康保険税の減免に関する Q&A

1 申請について

- Q1-1** 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか・・・ 3
- Q1-2** 令和元年度と令和2年度の両方の保険税の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する必要がありますか・・・ 3
- Q1-3** 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか・・・ 3
- Q1-4** 申請の期限はありますか・・・ 3
- Q1-5** 申請をしてから減免の決定までどのくらいかかりますか・・・ 4

2 減免の要件について

- Q2-1** 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか・・・ 4
- Q2-2** 国保上の世帯主が国保加入者ではありません。この場合も主たる生計維持者は国保上の世帯主となりますか・・・ 4
- Q2-3** 共働きの世帯ですが、主たる生計維持者を2名とすることは可能ですか・・・ 4
- Q2-4** 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合ですか・ 4

要件 i について

- Q2-5** 収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか・・・ 5
- Q2-6** 確定申告書の控えを見ているが、要件 i の事業収入等はどの部分ですか・・・ 5
- Q2-7** 源泉徴収票を見ているが、収入はどの部分ですか・・・ 5
- Q2-8** 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうち、事業収入については、前年比30%以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比30%以上に達しません。この場合は減免の対象となりますか・・・ 5
- Q2-9** 事業収入等以外の年金収入や雑収入、株取引による収入の減少は減免の対象となりますか・・・ 6

要件 ii について

- Q2-10** 「前年の所得の合計額」とは、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入にかかる所得の合計ですか、それともそれ以外の種類の所得（雑所得や株式の譲渡所得等）がある場合は、それも含まれますか・・・・・・・・・・ 6
- Q2-11** 「前年の所得の合計額」とは医療費や扶養控除など、各種控除したあとの金額ですか・・・・・・・・・・ 6

要件 iii について

- Q2-12** 「減少が見込まれる収入」とは、要件 i でいう前年の収入額より 10分の3以上の減少が見込まれる収入のことですか・・・・・・・・・・ 6
- Q2-13** 「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」の範囲を教えてください・・・・・・・・・・ 7

3 減免の対象となる保険税について

- Q3-1** 国保加入の手続きを令和2年2月以降に行い遡って令和元年以前の保険税が令和2年7月31日の納期限でかかっています。この場合は減免の対象になりますか・・・・・・・・・・ 7

4 減免・免除される額について

- Q4-1** 要件全てに該当するが、前年の所得が0円のため、減免対象となる保険税額の計算で0円となってしまいます。保険税の減免はどうなりますか・・・・・・・・・・ 7

5 その他

- Q5-1** 減免決定前に支払いすぎた保険税は、還付されますか・・・・・・・・・・ 7

1 申請について

Q1-1 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか

(回答)

郵送による申請は可能です。窓口での感染防止のため、郵送による申請を奨励しています。オンラインによる申請は出来ません。申請をご希望される方は、HP から申請書を印刷していただき郵送していただくか、インターネットや印刷環境がない方へは申請書等を郵送しますので、お問い合わせください。

Q1-2 令和元年度と令和2年度の両方の保険税の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する必要がありますか

(回答)

お手数おかけしますが、申請書は各年度においてそれぞれご用意ください。両年度の申請を同時に提出される場合は、記入する項目は共通するものが多いので、年度によって異なる部分以外は複写で構いません。その場合、押印はそれぞれお願いいたします。

また添付書類につきましても共通するものについては再度提出する必要はございません。

Q1-3 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか

(回答)

主たる生計維持者および国保加入者(令和2年4月1日現在19歳未満の方を除く)に確定申告をまだされていない方がいる場合、減免要否の判定や減免額の計算をすることができません。所得申告がお済でない場合は、確定申告など所得申告のうえ、ご申請ください。

なお、申告した結果、住民税や所得税が発生する場合があります。

申告先：鯉沢税務署

*所得税の申告の必要がなく、町県民税・国保税の申告をされる方は富士川町役場税務課へお願いします。

Q1-4 申請の期限はありますか

(回答)

令和3年3月31日(予定)までになります。減免を希望される場合は早めにご相談ください。

Q1-5 申請をしてから減免の決定までどのくらいかかりますか

(回答)

申請を受理してから2～3週間ほどで、減免の決定通知書及び減免後の国民健康保険税の納税通知書を発送いたします。

2 減免の要件について

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか

(回答)

主たる生計維持者は、原則世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指します。実態的に世帯主以外の方が生計を維持されている場合はご相談ください。

Q2-2 国保上の世帯主が国保加入者ではありません。この場合も主たる生計維持者は国保上の世帯主となりますか

(回答)

国保加入者ではない国保上の世帯主を、擬制世帯主と呼びます。擬制世帯主を主たる生計維持者として減免判定を行います。

この場合、要件 i～iii の収入・所得については、擬制世帯主の収入・所得を指し、減免対象税額 $(A \times B / C)$ を計算する際の C は、擬制世帯主と世帯内の被保険者全員の所得を合計した額となります。

Q2-3 共働きの世帯ですが、主たる生計維持者を2名とすることは可能ですか

(回答)

主たる生計維持者は世帯主であり、必ず1名です。

Q2-4 新型コロナウイルス感染症の影響とはどのような場合ですか

(回答)

新型コロナウイルス感染症の影響とは、緊急事態宣言や自粛要請など、感染拡大防止のための措置による社会・経済への影響を指します。新型コロナウイルス感染症の影響でないこ

とが明らかな場合（懲戒解雇、昨年中の離転職等が減収の主な原因など）を除き、新型コロナウイルス感染症の影響と判断します。

要件 i について

Q2-5 収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか

(回答)

令和2年1月から申請月までの実際の収入額と、その後の見込み額を合算し、12か月分の見込み額を算出します。申請月以降の見込み額については、申請時点の実情から算出してください。例えば令和2年1月から申請月までの収入額の平均などから算出する方法も考えられます。

申請時に添付していただく収入申告及び同意書にご記入ください。

Q2-6 確定申告書の控えを見ているが、要件 i の事業収入等ほどの部分ですか

(回答)

事業収入等とは、事業収入（営業等・農業）、不動産収入、給与収入、山林収入です。

確定申告書 B 第一表の、収入金額欄㉗営業等収入・㉘農業収入・㉙不動産収入・㉚給与収入、第三表の㉛山林収入をご覧ください。

なお、所得金額は、第一表の所得金額欄①営業等所得・②農業所得・③不動産所得・④給与所得、第三表の68山林所得をご覧ください。

Q2-7 源泉徴収票を見ているが、収入ほどの部分ですか

(回答)

収入金額は「支払金額」欄を、所得金額は「給与所得控除後の金額」欄をご覧ください。

Q2-8 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうち、事業収入については、前年比30%以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比30%以上に達しません。この場合は減免の対象となりますか

(回答)

営業等・農業・不動産・給与・山林収入のいずれか1つでも前年比30%以上の収入減少

が見込まれるのであれば、要件 i に該当します。さらに要件 ii ・ iii に該当すれば減免の対象となります。

Q2-9 事業収入等以外の年金収入や雑収入、株取引による収入の減少は減免の対象となりますか

(回答)

減免の対象にはなりません。

減免の対象要件となる減少が見込まれる収入は、営業等・農業・不動産・給与・山林収入のいずれかのみです。

要件 ii について

Q2-10 「前年の所得の合計額」とは、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入にかかる所得の合計ですか、それともそれ以外の種類の所得（雑所得や株式の譲渡所得等）がある場合は、それも含まれますか

(回答)

令和元年（2019年）中すべての所得の合計額です。

年金などの雑所得や株式の配当所得、土地や株式などの譲渡による所得も含まれます。

Q2-11 「前年の所得の合計額」とは医療費や扶養控除など、各種控除したあとの金額ですか

(回答)

医療費控除や扶養控除など各種控除をする前の額です。

要件 iii について

Q2-12 「減少が見込まれる収入」とは、要件 i でいう前年の収入額より10分の3以上の減少が見込まれる収入のことですか

(回答)

その通りです。前年比30%以上の減少見込みがある収入を指します。

Q2-13 「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」の範囲を教えてください

(回答)

例えば、令和元年（2019年）中に給与所得、不動産所得、雑所得、株式の譲渡にかかる所得の4種類があり、「減少が見込まれる収入」は給与のみの場合、給与以外の不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となります。

3 減免の対象となる保険税について

Q3-1 国保加入の手続きを令和2年2月以降に行い、遡って令和元年以前の保険税が令和2年7月31日の納期限でかかっています。この場合は減免の対象になりますか

(回答)

一部対象となる場合があります。令和2年2月分以降の保険税額を月割で計算し、その分の額が減免対象となります。

4 減免・免除される額について

Q4-1 要件全てに該当するが、前年の所得が0円のため、減免対象となる保険税額の計算で0円となってしまいます。保険税の減免はどうなりますか

(回答)

減免額が0円となります。申請していただいても納付いただく保険税に変更はありません。

5 その他

Q5-1 減免分の支払いすぎた保険税は、還付されますか

(回答)

還付いたします。ただし滞納している保険税がある場合は充当させていただきます。

減免決定後、保険税変更通知書や還付手続きに必要な書類をお送りし、還付金の振込み口座をご指定いただく書類に記入・押印の上返送いただきます。なお、保険税の納付方法が口座振替の方は振替口座へ還付いたします。